

小布施町農業委員会議事録

- 1 招集通知年月日 令和5年4月20日
- 2 開会年月日、時間 令和5年4月27日 午後1時00分
- 3 会場 小布施町公民館 第1学習室
- 4 委員総数 15名
うち農業委員9名、農地利用最適化推進委員6名
- 5 出席委員数
・農業委員 9名
小林 春代 三田 和彦 岩崎 博行 平松 幸明 島津 忠昭
小林 茂幸 小林 広幸 牧 けい子 関口 実夫
- ・農地利用最適化推進委員 6名
浅岡 久志 本間 広之 桐原 幹男 鶴田 修一 金井 和男
関谷 正治
- 6 欠席委員 0名
- 7 議長氏名 島津 忠昭
- 8 事務局出席者 宮崎 貴司 荒井 俊博 草間 愉佳子
- 9 会議の附議事項
議案 第1号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について
議案 第2号 農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見について
議案 第3号 農用地利用集積計画の決定について
報告 第1号 農地法第5条第1項第7号の規定による届出について
報告 第2号 農地法第18条第6項の規定による通知について

10 会議の顛末

事務局：開会（午後1時00分）

議長：委員総数9名、出席者9名で定足数に達しておりますので、ただ今より4月定例総会を開会いたします。

はじめに、小布施町農業委員会議事録署名委員の指名を行います。本日の署名委員ですが、3番岩崎博行委員、4番平松幸明委員の両名にお願いします。
それでは、これより審議に入ります。

議案第1号、農地法第3条第1項の規定による許可申請について、事務局より朗読願います。

事務局：（朗読）

議長：では、番号 1 について、7 番小林委員より説明願います。

7 番小林委員：地図は 1 ページをお願いします。貸付人の岡野さんですが、高齢のため規模縮小を考えています、以前に別の方に貸していたのですが、その方が苗を植えたきり、なかなか作業に入れなくなってしまって荒れ始めました。

そこへ、隣に畑がある借受人から私が管理しましょかと一声かけたところ、話が進んで管理することになったそうです。実はこの話は 4 年前のことだそうで、今回、家族の方から農業委員会を通した方がいいとの提案がありまして申請に至った、とのことです。

借受人の状況ですが、農機具は SS1 台、軽トラ 2 台、乗用モア 1 台、耕耘機 1 台、チッパーを 1 台所有されていまして、本人と奥さんの 2 名で耕作しています。距離ですが、本人いわくオーバーに書いてしまったということで申請書には 600m と記載されていますが、実際は 400m 位だと思われます。徒歩でも、お年寄りが歩いて 7 分位、とのことでした。

以上です。

議長：これにつきまして質問等ございましたらお願ひします。

一質問一

議長：質問が無ければ番号 1 は許可としたいがよろしいでしょうか。異議なければ同意される委員の挙手をお願いします。

一挙手全員一

議長：挙手全員のため番号 1 は許可とします。

議長：次に、議案第 2 号、農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請に対する意見について、事務局より朗読願います。

事務局：(朗読)

議長：では、番号 1 について、事務局より説明願います。

事務局：地図は 2 ページをご覧ください。申請地は、松村団地の南東にあり、団地に接続している所です。

貸付人は町外にお住まいの方、借受人は須坂市でアパートにお住まいです。許可申請書の 3 欄に記載のとおり、家族が増えて手狭になったことと子育てをするための環境を考慮して、この申請地に住宅を建てたいと考えています。

農地区分は第 1 種農地に当たり原則不許可の立地ですが、不許可の例外にある集落接続として許可相当であると思われます。

転用面積は 2 筆合計で 306 m²です。続けて配置図の方をご覧いただきたいのですが、申請地は、1 筆目 291 m²の中に、住まいとしての要素は全て含まれていることが分かります。2 筆目の 15 m²の方ですが、こちらの土地には畑かんが埋設されています、建築、植栽等はしないことを条件に土地改良区から同意書を得ていますので開発行為はなされません。接道の必要性からこのような申請となっています。

許可申請書の 6 欄に記載の部分について、申請地の西側と北側は他者の宅地です。また、東側は道路、南側は農地となっています。雨水は敷地内に浸透枡を設けて処理をします。上下水道は東側の隣接道路に本管が埋設されているため、これらに接続します。

南側が他者の農地に隣接していますが、接する部分の半分以上は家庭菜園として利用す

ることになるため、住宅からはある程度距離が保たれ、また、畠の方が南側であるため、日照にも影響ないと判断しています。工事施工に当たってはこうした周辺農地に被害が出ないよう注意して行い、もし問題が発生した場合には、申請者の責任において対処する、となっています。

また、転用事業の確実性について、資金は全額を住宅ローンにより賄うことを金融機関からの仮審査結果通知により確認致しました。

以上のことから、申請地の転用についてはやむを得ないものと考えます。ご審議のほど、よろしくお願ひ致します。

議長：これにつきまして質問ござりますか。

議長：確認ですが、小布施土地改良区との確認等は済んでいるということでおよろしいですかね。

事務局：はい。申請時の添付書類として、今回こういった埋設された畠かんをかかえていますので、同意書を取り付けております。

補足ですが、大抵は同意書を取るときには畠かんを外すことの同意を取り付けるものですが、それは、家屋を建てたりして完全に宅地化したい場合、その土地の下にパイプが埋設されている時に、もっと奥に変わらず水を送るためにパイプを繋げ直すなどの工事が必要になってくるので、そのための同意書を取ることがほとんどです。今回につきましては開発行為をしないということではありますが、ただし、その所有権は現在のこの譲渡人さんから譲受人さんに所有権が移転するということについての同意書ということになります。

議長：他にご質問等ござりますか。

一質問一

議長：質問が無ければ、番号 1 は異議なしとしたいがよろしいでしょうか。異議なければ同意される委員の挙手をお願いします。

一挙手全員一

議長：挙手全員のため、番号 1 は異議なしとします。続いて、番号 2 について、事務局より説明願います。

事務局：地図は 3 ページをご覧ください。申請地は小布施中学校の北側の区域内にあります。

貸付人は六川の方、借受人は長野市でアパートにお住まいです。許可申請書の 3 欄は別紙記載となっておりますが、この内容は、子供の成長に伴い子育て環境を考慮して戸建住宅を建てたいと考え、この申請地を選んだ、とあります。

農地区分は第 2 種農地に当たる立地ですが、不許可の例外にある集落接続として許可相当であると思われます。

転用面積は 530 m²です。併せて配置図の方もご覧ください。周辺の状況としては、南側だけが宅地で、他 3 方向は農地に囲まれています。このため、許可申請書の 6 欄に記載のとおり、周辺農地への影響を考慮して平屋建てとします。雨水は敷地内に浸透樹を設けて処理します。上下水道は北側の隣接道路には未だなく、本案件が許可となった後に、本管を敷設してこれに接続する計画となっています。ですので、ご覧の図面のなかで北側

隣接道路に水道の線が描かれているのですが、これは予定のものとして捉えていただきたいと思います。工事施工に当たっては防塵ネットを設置し、周辺へのゴミ等の飛散防止に努める、となっています。

また、転用事業の確実性について、資金は全額を住宅ローンにより賄うことを金融機関からの事前審査結果通知により確認致しました。

以上のことから、申請地の転用についてはやむを得ないものと考えます。ご審議のほど、よろしくお願ひ致します。

議長：これにつきまして質問ござりますか。

—質問—

議長：質問が無ければ、番号 2 は異議なしとしたいがよろしいでしょうか。異議なければ同意される委員の挙手をお願いします。

—挙手全員—

議長：挙手全員のため、番号 2 は異議なしとします。

議長：次に、議案第 3 号、農用地利用集積計画の決定について、事務局より朗読願います。

事務局：(朗読)

議長：それでは、番号 1 について、13 番鶴田委員より説明願います。

13 番鶴田委員：地図は 4 ページでございます。場所は、国道 403 号からちょっと入った所になります。

貸付人は去年に町農地バンクに登録しまして借り手が見つからなかったのでいたのですが、今回の借受人さんが、町農地バンクの担当者の方から借りてくれないかと打診があったとのことで、引き受けことになったと伺っております。

借受人のお兄さんは大農家として、消毒やトラクター、トラックといろいろ持っています、そのお兄さんの家と一緒に、農機具などを共有しながら耕作をしているということです。

借受人自身はまだ面積は少ない方で、経営面積の多くはお兄さんの名義になりますが、本人は一緒にやっているということで、奥さんと母親と 3、4 人でやっています。この土地までは自宅から車で 5 分程度ということあります。申請地では引き続きリンゴ栽培する計画です。

全く問題ないと思いますので、よろしくお願ひいたします。以上です。

議長：質問等ございましたらお願いします。

—質問—

議長：質問が無ければ、番号 1 は決定としたいがよろしいでしょうか。異議なければ同意される委員の挙手をお願いします。

—挙手全員—

議長：挙手全員のため、番号 1 は決定とします。続いて、番号 2 について、13 番鶴田委員より説明願います。

13 番鶴田委員：地図は 5 ページでお願いいたします。こちらは押羽の西側の区域です。

申請者は両者ともに町農地バンクに登録しております、貸付人の方は高齢等による経営規模縮小ということでございます。

借受人の方は、現在、新規就農者受け入れ期間になっていまして、その方が 1 年 11 ヶ月後に独立する予定です。そこで、里親である借受人の名前で借り受けまして、独立後には、新規就農者の方により借受けを改めるということです。

借受人は繁忙期には 5、6 人雇用しております、かなり大面積でブドウ等を作っています。

距離は車で 5 分程度ということで、引き続きブドウを栽培するということでございます。以上です。

議長：質問等ございましたらお願いします。

—質問—

議長：質問が無ければ、番号 2 は決定としたいがよろしいでしょうか。異議なければ同意される委員の挙手をお願いします。

—挙手全員—

議長：挙手全員のため、番号 2 は決定とします。続いて、番号 3 についてですが、8 番牧けい子委員は、農業委員会等に関する法律第 31 条 議事参与の制限に該当しますので、一時、ご退席をお願い致します。

—牧委員 退 室—

それでは、番号 3 について、2 番三田委員より説明願います。

2 番三田委員：地図につきましては 6 ページをお願い致します。申請地は、矢島沖交差点の南側です。

栽培するのは米です。

貸付人は六川の方で、経営面積は沢山あるのですが、場所が何ヶ所かございまして、管理人に少々手が回らないという事情がありまして、どなたか田んぼをやってくれないかということで、農地バンクでもなく JA でもなく、この借受人さんに直接問い合わせたところ、大丈夫だということで今回の件が合意に至ったということでございます。

引き受ける方の状況ですが、延徳田んぼのなかで約 7 町歩から 8 町歩の規模で米を作つており、労働力につきましては繁忙期には近所の方が 5、6 人手伝い、また、繁忙期でないときには家族 4 人で行っている、ということを聞きました。

借受人の自宅は申請地から車で 5 分かかるということで、通うには問題ないと思います。所有する機械等ですが、以前にも何回か説明させていただけておりますが、トラクターを 3 台、コンバイン 2 台、田植え機が現在 1 台、また 1 台増やすとお聞きしました。それから、スプレイヤーが 1 台、草刈り機が 1 台、あと乾燥機 3 台、穀摺り機が 1 台、ということで、幅広くやっておられる方で、問題はないと思われます。

ご審議のほどよろしくお願い致します。

議長：これにつきまして質問等ございますか。

一質問一

議長：他に質問が無ければ、番号 3 は決定としたいがよろしいでしょうか。異議なければ同意される委員の挙手をお願いします。

一挙手全員一

議長：挙手全員のため、番号 3 は決定とします。では、8 番牧けい子委員の入場をお願いします。

一牧委員 入 場一

議長：8 番牧けい子委員に報告いたします。番号 3 について、決定と致します。続いて、番号 4 について、事務局より説明願います。

事務局：地図は 7 ページをご覧ください。申請地は、小布施橋を渡って北側、国道 18 号の東側の区域内にあります。

貸付人は山王島の方、借受人は長野市の方です。平成 25 年 6 月 1 日より 10 年間の賃貸借契約をしていますが、6 月 1 日付で契約期間満了となるため、再設定の手続きをするものです。引き続きモモを栽培する計画です。

議長：質問等ございましたらお願いします。

一質問一

議長：質問が無ければ、番号 4 は決定としたいがよろしいでしょうか。異議なければ同意される委員の挙手をお願いします。

一挙手全員一

議長：挙手全員のため、番号 4 は決定とします。続いて、番号 5 について、事務局より説明願います。

事務局：地図は 8 ページをご覧ください。申請地は、中子塚神社の北側です。

貸付人、借受人ともに中子塚の方です。平成 30 年 5 月 1 日より 5 年間の使用貸借契約をしていますが、今月末で契約期間満了となるため、再設定の手続きをするものです。契約内容については、引き続き養蚕に取り組む計画です。

議長：これにつきまして質問等ございましたらお願いします。

12 番桐原委員：桑の栽培ということですか。

事務局：現地はクヌギを植えてあります。まだその木は小さくて、大きく育ってきたら天蚕をするという計画です。

議長：他にご質問等ありましたらお願いします。

一質問一

議長：質問が無ければ、番号 5 は決定したいがよろしいでしょうか。異議なければ同意される委員の挙手をお願いします。

一挙手全員一

議長：挙手全員のため、番号 5 は決定とします。続いて、番号 6 について、事務局より説明願います。

事務局：地図は 6 ページをご覧ください。申請地は、国道 403 号の矢島沖交差点から県道を東に進んだ所にあります。

貸付人は押羽の方、借受人は中野市にお住まいの方です。平成 29 年 6 月 1 日より 6 年間の賃貸借契約をしていますが、来月末で契約期間満了となるため、再設定の手続きをするものです。契約内容については、引き続き米を栽培する計画です。

議長：これにつきまして質問等ございましたらお願いします。

一質問一

議長：質問が無ければ、番号 6 は決定したいがよろしいでしょうか。異議なければ同意される委員の挙手をお願いします。

一挙手全員一

議長：挙手全員のため、番号 6 は決定とします。

議長：次に、報告第 1 号、農地法第 5 条第 1 項第 7 号の規定による届出について、事務局より朗読願います。

事務局：(朗読)

議長：では、番号 1 について、事務局より説明願います。

事務局：地図は 9 ページをご覧ください。該当地は祥雲寺の南側です。両者は親族関係にあり、貸付人は横町の方、借受人は上町の方です。

使用貸借権を設定して宅地に転用するため、法第 5 条の届出を受け付けました。借受人が戸建の住宅を建築するとの内容です。

議長：これにつきまして質問等ございましたらお願いします。

一質問一

議長：質問がなければ、報告案件のためご了承願います。

議長：次に、報告第 2 号、農地法第 18 条第 6 項の規定による通知について、事務局より朗読願います。

事務局：(朗読)

議長：では、番号 1 について、事務局より説明願います。

事務局：こちらは、議案第 3 号番号 2 の関連案件です。

地図は 5 ページをご覧ください。該当地は、押羽の集落から上信越自動車道に向かって北西に進んだ所にあります。

貸付人は、もとは押羽の方で、借受人は松村の方です。今年の 1 月 1 日より賃貸借契約をしていましたが、借受人から解約の申入れがあり、貸付人がこれに応じたものです。

詳細は先ほどの議案第 3 号において 13 番鶴田委員より話があったとおり、この農地は新たな賃借契約の話がまとまり決定したところです。今後も問題なく耕作される見込みです。

議長：これにつきまして質問等ございましたらお願ひします。

—質問—

議長：質問がなければ報告案件のためご了承願います。続いて、番号 2 について、事務局より説明願います。

事務局：こちらは、議案第 3 号番号 3 の関連案件です。

地図は 6 ページをご覧ください。該当地は、国道 403 号沿い、矢島沖交差点の南側です。

貸付人は六川の方、借受人は押羽の方です。長年の間貸借関係にありましたが、新たな借り手が見つかったため、合意解約したものです。

詳細は先ほどの議案第 3 号において 2 番三田委員より話があったとおりです。今後も問題なく米の栽培が継続されます。

議長：これにつきまして質問等ございましたらお願ひします。

—質問—

議長：質問がなければ報告案件のためご了承願います。

議長：以上を持ちまして、本日の案件はすべて終了致しました。これにて閉会といたします。

閉会（午後 1 時 47 分）

以上、会議の顛末を記録して議事録署名委員と共に署名する。

令和5年4月27日

小布施町農業委員会長

鳥津忠昭

議事録署名委員

多崎博行

議事録署名委員

平松章明